

# 「工事事務所、労務提供により恒久的施設 (PE 課税)としての認定も」

2006 年 8 月 14 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 工事事務所、労務提供により恒久的施設(PE課税)としての認定も ～外資の請負工事への課税強化～

先に交付された国際課税強化措置に関連して国家税務総局からの通知「[中国国内における外国企業が労務提供をすることで構成される常設機構の判定及びその利潤帰属に関する国家税務総局による回答](#)」国税函[2006]694号が2006年7月19日に公布された。

2006年6月8日付けで国家税務総局より外資企業によるプロジェクト請負工事事務所に対する課税強化が通達されたが、この度これに関連して、プロジェクト請負工事事務所でコンサルティングを含む労務提供が、いずれかの12ヶ月において連続又は累積して6ヶ月以上行われた場合は、当該事務所が常設機構(PE:恒久施設)の認定をされ、労務提供をしたことによる利潤は課税対象として徴税を行うというものである。

プロジェクト工事請負事務所は大きなプロジェクトの場合、数年間現場で維持されることもあるが、従来は課税対象漏れであるケースも散見された。特にプロジェクトの期間中外国人専門家によるコンサルティング等の実施にはおいては、事務所の恒久性もないことから個人所得税の納税及び事務所としての納税を行っていなかったケースもあるが、今回の通知(回答)により、外国人専門家がプロジェクト期間中のいずれかの12ヶ月間に滞在が6ヶ月を超えた時点で、その事務所が常設機構(PE:恒久施設)と認定され事務所の企業所得税が課税されることになる。

常設機構の認定が行われた場合、個人所得税においても183日免税ルールの適用条件の内の一つである「報酬の支払い者が他方の国の居住者でない」が満たされなくなる為183日免税ルールが適用されず、1日の出張でも個人所得税を納税することが必要となる為、該当する請負工事事務所にとっては経済的負担が増加し納税申告手続業務の負担が必要になる。

以下通知の和訳全文:ジェトロ上海センター訳 2006年8月8日版

注)邦文は仮訳です。ご利用の際は青字のタイトルをクリックして中国語原文を必ず参照願います。

### 中国国内における外国企業の労務提供をすることで構成される常設機構の判定 及びその利潤帰属に関する国家税務総局による回答

国税函[2006]694号

2006年7月19日国家税務総局

江蘇省国家税務局:

貴局による「外国企業が労務提供をすることで構成される常設機構の利潤帰属に関する伺い」(蘇国税発[2006]104号)は收受した。ここに言及された常設機構の判定及びその利潤帰属に関して、以下のとおりに明確する:

一、租税条約の常設機構条文中で「締約国側の企業が雇員またはその他の人員を通じ、締約した相手側の国で一つの項目または関連する項目に対し労務(コンサルティング労務を含む)を提供するときに、いずれかの12ヶ月間において、連続に又は累積で6ヶ月を超えてはならない」という規定は、具体的に執行する際に、外国企業が中国国内に機構及び場所を設立せず、その雇員を中国国内に派遣し関連する項目に対し労務(コンサルティング労務を含む)のみを提供する場合、派遣された雇員の中国国内に実際の勤務時間がいずれかの12ヶ月間において、連続に又は累積で6ヶ月を超えた時に、当該外国企業が中国国内に常設機構を構成していると判定できる。

二、項目は数年間かかるが、外国企業の雇員は特定の期間内に中国に派遣され労務を提供し、且つ勤務時間が6ヶ月を超えた場合、項目のその他の時間内にその他の人を派遣し、6ヶ月を超えなくても、当該外国企業は中国国内に常設機構を構成したと判定すべきである。当該の常設機構は当該外国企業が我国国内で関係する項目で提供したすべての労務をいうものであり、特定の一定期間に提供した労務ではない。

三、外国企業がその雇員を通じ、中国国内で特定な項目に対し労務を提供し、常設機構を構成した場合、関連する項目の中国国内における労務による利潤は常設機構の利潤と見なし徴税する。

国家税務総局  
二〇〇六年七月十九日

回送: 各省、自治区、直轄市と計画単列市国家税務局、地方税務局、揚州税務進修学院